

○ 水利施設整備事業(農地集積促進型)実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2051号農村振興局長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>農地所有適格法人</u>等の持続的な農業経営の確立に関する活動</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第9 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の定義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 担い手</p> <p>次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。))における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。)できるものとする。</p> <p>(1) 農業者(<u>農地所有適格法人</u>(農地法(昭和27年法律第29号)第2条第3項に規定する<u>農地所有適格法人</u>をいう。以下同じ。))を含む。)の場合</p> <p>認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。</p> <p>ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること</p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>農業生産法人</u>等の持続的な農業経営の確立に関する活動</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第9 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の定義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 担い手</p> <p>次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。))における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。)できるものとする。</p> <p>(1) 農業者(<u>農業生産法人</u>(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する<u>農業生産法人</u>をいう。以下同じ。))を含む。)の場合</p> <p>認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。</p> <p>ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること</p>

又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ （略）

ウ 農業水利施設整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積）を超えていること。

（以下略）

エ （略）

(2) （略）

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下「特定農業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。

ア （略）

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ （略）

ウ 農業水利施設整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農業生産法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積）を超えていること。

（以下略）

エ （略）

(2) （略）

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下「特定農業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。

ア （略）

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ)・(エ) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (農地所有適格法人を除く。)の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

(ウ)・(エ) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (農業生産法人を除く。)の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

(別記様式第3号)

農用地利用集積地域土地改良整備計画

1～4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	組織数	団体数	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												

(別記様式第3号)

農用地利用集積地域土地改良整備計画

1～4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	組織数	団体数	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												

